

令和5年度障がい者芸術文化祭～^{えがお}愛顔ひろがる えひめのアート広場～開催事業
企画提案公募（プロポーザル）審査要領

1 趣旨

標記事業の委託事業者を決定する。

2 企画提案審査

(1) 審査方法

審査委員により、提出された企画提案書等の審査を実施する。審査委員は、企画提案書の内容を踏まえ、審査基準及び採点基準に基づき、採点表に採点するほか、必要に応じ改善点等について自由意見欄に記入する。

(2) 審査委員

審査委員は次に掲げる者で組織し、審査委員長は愛媛県障がい福祉課長とする。

- ・愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課長
- ・愛媛県障がい者アートサポートセンター所長
- ・愛媛県社会福祉事業団事務局長

3 委託業者の決定

各審査委員の書面審査の結果、委員の平均点が60点以上でかつ、上位の者を契約候補者として選定する。